

# 貯金商品概要説明書

## 定期積金

(2023年4月1日現在)

商品名	・定期積金
ご利用いただける方	・個人及び法人(団体を含む。)
期間	・6ヶ月以上7年(84ヶ月)以内
払込方法 (1)払込方法  (2)払込金額 (3)払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整)</li> <li>・掛込周期は1か月とします。</li> <li>・契約期間が1年以上の場合は、預入時のお申し出により、最大4回まで増額月を設定できます。</li> <li>・1回あたり100円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
給付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法  (4)税金  (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払戻します。</li> <li>(1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{契約時の約定利回り} \times 60\% \\ \text{但し、解約日における普通貯金} \\ \text{利率を下限とします。} \end{array} \right)</math> </li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当連合会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
相互援助制度	・当連合会は、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申し出ください。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を</p>

	<p>図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせください。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。</p> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p><b>その他参考となる事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰延べます。または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会